

New Concepts of Social Work in Wartime : State Policy, National Livelihood, and State Intervention

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-04-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野口, 友紀子 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2074

戦時下の新たな社会事業概念 —国家政策・国民生活・国家介入—

New Concepts of Social Work in Wartime: State Policy, National Livelihood, and State Intervention

野 口 友紀子*
NOGUCHI, Yukiko

1. 問題の所在

日本における戦時期の厚生事業に対して、従来の研究では、それ以前の社会事業とは異なる事業であると記述されることが多い。社会事業は戦時体制下では厚生事業と称して人的資源の維持培養を目指したものであり、ファシズムと結びついたことによる社会事業の変質として記述されたり（池田 1986:623-785）、平時の社会事業問題からの量的質的变化として著されたりする（吉田 1990:185）。そのような変質や変化は、戦時期の行政機構の変遷、制度、思想、国民生活、人口政策や健民政策との結びつきなどから明らかにされている。

このようにすでに、戦時の厚生事業についてはいくつかの研究が存在しているが、本研究では社会事業に関連する雑誌の論考から、社会事業とは名称の異なる厚生事業というものに対する当時の社会事業関係者たちの認識に焦点を当てる¹。このことは、行政のレベル、国民生活レベルとは異なる雑誌を通した社会事業関係者という主体の視点であり、また制度や政策として実施されたものとは異なる認識や構想を含むものを分析の対象とする。この分析によって、厚生事業として捉えた事業内容や課題について当時の社会事業関係者たちがどのように考え、理解し、実施すべきものとして捉えていたのかがわかる。このことは、従来の研究にあるような社会事業が戦争という状況により変化や変質をして厚生事業となったとする一方向の流れとは異なり、社会事業関係者たちが戦争という状況に社会事業をどのように適応させようとしていたのかという考えをみることになる。一方向の流れからは、戦争というこれまでと違う状況になったことが社会事業の内容に影響を与えたと考える、状況の変化が事業内容を変化させたとする見方となる。この見方は常に社会事業やそれを取り巻く人びとの考えは一方的に時代に影響を受け、一方的に変化させられていることになる。そうではなく、ここでは社会事業関係者による論考を取り上げることで、社会事業の生き残りをかけた概念の再編、つまり社会事業の作り替えへの道のりをみる

* 社会福祉学科 教授

である。ここで扱われる雑誌の論考のあれこれは、平時であれば片隅に追いやられている社会事業を表舞台に引き上げるための議論である。この議論の分析により社会事業関係者たちが社会事業を時代に適応させるために社会事業に新しく付与した意味と役割、あるべき社会事業像を明らかにすることができる。このような視点による研究は従来の戦時期の社会事業研究に新たな見方を付け加えることになる。

2. 研究の目的および研究対象

この研究は、雑誌の論考から厚生事業に関する記述を抽出し類型化を図ることで、厚生事業がどのようなものとして理解されていたのかを明らかにするものである。この研究では、人口政策や健民政策が実施される中で、厚生事業というものが社会事業関係者たちによって、戦時下にあるべき厚生事業像として描き出されるものと捉えている。

今回は中央社会事業協会が発行する雑誌『厚生問題』を取り上げる。この雑誌は誌名を1942（昭和17）年1月に『社会事業』から名称を改めている²。この時の改題の辞には、この雑誌がこれまでに何度か誌名改称してきたことに触れ、「時代の推移に適応して常に内容の刷新を図りつゝ」、社会事業の発展に貢献してきたと記されている（著者不明1942:1）。『厚生問題』への改称は、社会事業が国家の要請に応じて国民厚生理念に立脚する体制の革新改変を急速に進めている状況から、「(略)時代の飛躍的發展段階に即応して、広く国民厚生の進展に貢献せんとする」ためであった（著者不明1942:1）。雑誌は時代状況に応じて内容を改めており、誌名の改称はその時代状況を反映したものと考えられる。そこで、この『厚生問題』の名称で発行されていた1942（昭和17）年1月の第26巻第1号から1944（昭和19）年10・11・12月号の第28巻第10号までの期間とする³。ここに掲載された論考のすべてを検討対象として、厚生事業に言及した論考の中で厚生事業の語られ方、捉えられ方をみる⁴。

なお、本稿は日本社会福祉学会「研究倫理指針」に則っている。ただし歴史研究であるため、現在では不適切とされる用語も引用文ではそのまま使用していることをお断りしておく。

3. 厚生事業とは何か

雑誌『厚生問題』の論考にみる厚生事業の捉え方には2つの大きな特徴があった。ひとつは厚生事業を国家政策のひとつと捉える議論である。これは、国として取り組む厚生事業がどのようなもので、どのような目的を持ち、どのような意味を持つものなのかを論じるものである。もうひとつは、厚生事業が国家政策として取り組む具体的な施策の内容に関する議論である。これは、厚生事業が扱う問題が個人の生活にあることを前提に、個人の生活への国家の介入の内容を論じるものである。それぞれの特徴ごとにその論考の内容を見てみよう。

3-1 厚生事業と国家政策

厚生事業が何であるかを社会事業との関係性の中で捉えた議論が見られる。それらには、厚生事業と社会事業には関係があるとみなすものと、社会事業とは関係がないとみなすものの2つがあった。まずは厚生事業と社会事業には関係があると捉える論考を見てみよう。

社会事業と厚生事業に関係があるというのは、社会事業が時代的な経過により厚生事業に発展したと捉える議論である。後藤清は、「厚生事業は社会事業の発展的形物である。（略）同一平面上の外延的な発展の結果ではなく、その性格の変更を促した高き次元への発展の結果である」と述べた（後藤 1944:1）。上から与えるという慈恵的性格が慈善事業や博愛事業と同一平面上の発展であることに対して、高い次元への発展は慈恵的な性格から脱却して、健全なる人的資源の向上を企図するものであった。

同様に発展と捉えたものに、「厚生事業は国防国家体制における社会事業の発展形態」とし、その内容は「国家目的に奉仕すべき人的資源の培養を図るものである」という意見があった（菊池 1942b:90）。精神的・能力的・身体的に優れた国民が増加して勤労に従事すれば国家の興隆を期待できるとして、厚生事業を国家の政策のひとつとして、「広義の健民勤労政策」と捉えた（菊池 1942b:91）。ここでは、優れた国民を勤労させることが念頭に置かれている。

また、社会事業と厚生事業との関係について、両者は目的が同じであるが、社会事業が拡大して厚生事業に進展するものと捉えられた。「要するに社会事業と厚生事業は国民生活の助長、推進を目的とする共同社会活動の歴史的発展段階である。そうして現今社会事業活動の本質たる生活の指導、培養共同化の行動社会的活動がその指導理念、対象と事業機構を拡大して国民的規模のものとなる厚生事業に進展、確立する必要に迫られたのである」という（小澤 1943:41）。加えて、国民生活の諸問題については従来自由競争と個人的責任に委ねられたが、これを厚生事業では全国民の共同問題であり、一国全体の問題であると捉え直し、国民生活の全体的確保発展が国家の絶対的要請になったとした。

さらに、従来の社会事業を人的資源の保護育成のために継承発展させるために再編統合させるべきとする見解もあった。そこには「現在並に将来に対処すべき新らしき社会事業—厚生事業が、国民共同福祉の理念に基き、人的資源の保護育成、国民生活の確保を目標として庶民一般を厚生政策と関連を保ちつゝ組織的、生産的立場より育成発展さすべきものと規定するならば、従来社会事業に於て取り上げられた各種の方策、施設を継承発展せしめ、現代並に将来の社会情勢に対処してその最大の効果を發揮すべく再編統合せらるゝ事が肝要であらう」と述べられていた（松本 1942:16）。

一方で、社会事業と厚生事業との間に「発展」という関係があると捉えることに批判的な考えもあった。「しかるに、旧社会事業が新厚生事業に発展、拡充してきたとの認識そのことに関して、なほわれわれとして遽かに承服しがたい点があるのである」という（松本 1943:14）。その理由は、社会事業と厚生事業との間では、事業のねらいと対象が異なるからであった。社会事業が要救護性を一般国民の水準に引き上げることに對し、厚生事業は

一般国民層を軍事的・生産的・文化的に優れたレベルに引き上げるものとおいている。「社会の欠陥、弊害からする要救護性を救護を要しない一般国民生活の水準に持ちきたす旧社会事業と、さらに標準を高度において、一般国民層を軍事的、生産的、文化的にすぐれた体位と精神と活動力の持ち主たるレベルに持ちきたそうとする新厚生事業とは、その事業内容において、明らかに異なるではないであらうか」と述べられた（松本 1943:15）。

また、竹中は社会事業の「要救護者はその社会生活に於て貧窮或ひは生活能力の不十分といふ如き消極的成員」、厚生事業は、「国民厚生理念に基いて、国民共同体の積極的成員たるやうに保護し、育成するものである。厚生とは身心の健康な人的資源の優れた資質であり、兵員としても生産者としても、その能力に富むところの生活基底である」とした（竹中 1943:2）。

時代の経過とともに社会事業が労働の領域にまで拡大してきたことから、社会政策と重なってしまうと指摘したものもあった。社会事業が社会政策との関係の中では捉えきれなくなってきたのである。それは、社会事業は社会政策とは本来は異なるものだが、社会事業の範囲が拡大し労働の分野に関わる内容が入ってきたことから社会政策と社会事業との領域の区別がつかなくなったことであった。小澤によると「(略)都市及農村に於て幼児保育、婦人労務者保護、共同作業、共同炊事、職業輔導、社会保健婦等の諸事業が勃興し、社会事業は労働、経済乃至保健の積極的分野との連繋が濃厚」になった（小澤 1942:18）。そして、「同時にその対象が狭義の要保護者から勤労庶民に拡大し、従つて社会政策領域と著しく交錯して来た」という（小澤 1942:18）。このことを小澤は社会事業の活動範囲が拡大し、関係分野との連携が複雑となった結果、本来の社会事業の領域と限界がはっきりとしなくなったと述べた。ここでは、社会事業の事業内容と対象が従来と比べて拡大したことが述べられた。

それは、戦争という時代状況によって生じたことであったという。小澤は「換言すれば統制経済時代に入り、高度国防国家建設の為に如上の厚生問題が大きく台頭したのであつて、これは従来社会政策や社会事業の対象であつた自由主義時代の階級的社会問題とは異なり、資本主義時代に蓄積された国民保健の低下、労働力の欠乏等国民生活上の諸欠陥が国民全体の問題に拡大したのである」とした（小澤 1942:19）。このように自由主義時代の階級的社会問題から経済統制時代の高度国防国家建設のための厚生問題へと問題が変わり、またその問題は国民全体の問題へと拡大したと捉えたのであった。このような理解は他の論者にもあった。牧は、高度国防国家体制は「在来の自由主義的・功利主義的な構造の下に組織されてゐた国民の組織を、国家統制的・公益主義的な構造—即ち国防国家体制の組織に再組織することである」とした（牧 1942:21）。

ここまでは社会事業と厚生事業との関係から、社会事業が「国民生活」を対象とすることで拡大した発展形態を厚生事業とするもの、社会事業は新たな目的を持つ厚生事業に再編されたとするものがあった。一方で、社会事業と厚生事業は目的も対象も異なるものとするものもあった。これらに共通するのは、社会事業がこれまで対応してきた要救護性以

外の問題を厚生事業が新たな目的とともに対応することになったことであった。

新たな目的とは何であろうか。それは生産力増強である。多くの論考に共通していたことは厚生事業を生産政策として把握していることであった。厚生問題は「今日では国民経済に於ける生産政策的な見解から、等しく取り挙げられようとしてゐる」（藤林 1943:2）と言われていたし、厚生事業は既に一般勤労庶民層をその対象としてきたので平素より生産増強に協力し貢献してきたという（牧 1943:2）。それは、牧によると「貧窮者や、不具廢疾者や、精神異常者や、老齡孤独者等の救護といふ本来的な社会事業に於いても、これらの欠格者の救護によつて、これらのものを擁する家族や縁故者や、また社会の精神的物質的負担を除去し、安んじて生活と勤勞を維持せしめて来たといふ意味に於いて、生産に寄与して来たことは明らかである」（牧 1943:2）。ただ、従来は「その対象個人の必要要因に重きを置いたのであつて、国家の生産と云ふ観点からすれば極めて恣意的であり偶然的であつた」という（牧 1943:2）。ここでは社会事業が生産に寄与することが事業として重視されていることがわかる。

生産性重視は農村に向けた政策においても同様であった。農業従事者の労働力を健全な状態で維持することや質の向上を目指すことが生産政策の目的であるとされた。渡部は「生産政策としての農村厚生政策は何よりもまづ農民を農業労働者として客体的に把握し、その労働力を常に健全にして疲労老朽せざる状態に保持すると共に、訓練陶冶による質的向上を目的とする」と述べた（渡部 1942:3）。

竹中の見解を見てみると、戦時厚生事業は生産政策的任務を課せられているとして、「その対象たる生産社会に於ける要保護性」をいかに把握するか、「生産勤勞者を如何なる局面に於て、如何なる仕方に於て保護するか」を明らかにする必要があると考えた（竹中 1943:1）。そして、「厚生事業の重点を戦時生産力増強に置き、生産政策的任務を明らかにすることによつて勤勞者厚生に協力すること」と述べた（竹中 1943:11）。

厚生事業が生産政策として把握されると、社会事業と厚生事業との関係や、社会政策と厚生事業との差異の問題が生じる。竹中は、「社会事業的「要救護性」と新しい厚生事業的「要保護性」の対照的差異」を明らかにしている。まず、社会事業については何等かの社会的救済保護なくしては生活能力なき人間であり、生産社会からの脱落者とした（竹中 1943:2）。ただ、託児所や保育施設は勤勞生活の援護にもつながるものであるとして、救貧的施設ではなく、人的資源の培養事業とも言えると述べている（竹中 1943:2）。厚生事業における要保護性は、「救済といふ消極的理念に対して、保護、育成、培養といふ積極的理念によつて把握認識せらるゝ民族的乃至は国民的生活の充足必要性だ」と捉えた（竹中 1943:4）。

竹中は、社会事業と厚生事業の対象の違いを明確にし、「生産的勤勞者の厚生的要保護性を社会事業的救護性から区別し、厚生事業の保護、育成活動から一切の慈恵性を排除し、厚生事業の newly 国家的任務を国民に周知徹底せしむること」が必要であるとした（竹中 1943:11）。竹中は社会事業と厚生事業との区別を明確にするが、厚生事業と社会政策と

の区別については示していなかった。

この点について、牧は厚生事業と社会政策との関係について、「今、要請せらるるが如き厚生事業の方向転換は或る意味で厚生事業の全面的な社会政策への移行を意味する」と述べた（牧 1943:3-4）。そして、「在来の社会政策は、本質的には労使協調を主眼とした労働政策であるから、新しき皇国勤労観と公益主義的経営を要請せられる戦争産業との関係に於いて、これはそのまま在来の社会政策そのものではないけれども、新しい意味での労働政策、社会政策の一環への移行であるとは言へる」とした（牧 1943:3-4）。

次にみる谷川も、竹中と同様に社会事業と厚生事業の違いを明確にしている。谷川は社会事業と厚生事業との違いは、社会事業が非生産性であることに対し、厚生事業は生産力増強であると捉えた。そして社会事業から厚生事業への推移とは、高度国防国家建設に協力的な事業、つまり戦時厚生事業の体制を推し進めることであるとした。「実に従来の社会事業の基本構造即ち慈恵性乃至救護性によつて示されたる非生産性より、人的資源の保持培養、国民生活安定、健民強兵、国民厚生或は生産力増強へ、更には高度厚生国家確立乃至大東亜厚生圏建設の構造とそれへの推移等、生産性と建設性との把握竝に展開を示唆するもの」とした（谷川 1944:3）。

3-2 厚生事業と国民生活

厚生事業を論じるにあたり、生活刷新と生活の合理化による国民生活の安定に関する内容を内容とする論考が多数みられた。生活の合理化は生活費の節約という側面に見られる。生活費の節約と生産力増強がつながるのは、能率的な生活を営むことで時間を節約でき、その時間を労働に充てることができるからだという。「生活改善によつて時間を生み出すだけでも、勤労時間を増大するが故に生産力増大となるのである」（安藤 1944:12）。そして安藤は少なくとも全国民が平均三割以上の生活費の切り下げをしなければならないとして、「生活の標準化を助け、生活費を切り下げするためには規格化、標準化、単純化を行ひ以つて物の面から生活の合理化を行ふことである」と述べた（安藤 1944:6）。ここでは生産力増強のために生活の合理化が必要であり、そのためには生活改善の指導を行う必要があるとした。

生活の合理化は、農村を中心とした生活の改善を図ることを含んでいる。戦時下の農村では農作業は多くの婦人の手によるが、その方法は合理的ではないという。「非常に伝統的、非科学的のものが多く混入してゐて、必要なものを欠如してゐる場合が非常に多い」として、農村での生活再建のうち真っ先に考えなければならないのは「農村婦人の認識の再編」であるとした（吉田 1942:9）。

銃後のなすべきことはたくさんあるが、農村生活の飛躍的向上を計ることこそ大きな問題の一つであった。「特に農村の婦人の自覚をうながすことはそこに、衛生問題あり保健問題あり、人口問題、教育問題等々のあらゆる問題の鍵が、備へられてゐるが故に一層決戦下に於ける我が国の急務であらうと存じます」（落合 1942:34）と述べられたように、農村の再建のためには婦人の自覚を促すことが重要であるとした。

栄養面での生活刷新としては、戦時下では、共同献立配給事業による栄養改善などが実施されているが、食だけでなく衣や住も含めた生活全般に目が向けられた。生活全般を捉えて「衣、食、住を貫くところの根本的な生活刷新」を目指す必要があることが述べられた（渡邊 1942：15）。生活刷新の具体的なあり方については、戦力の増強と培養のために、徴用のあり方、内職・副職の拡充、市民生活の確保、自給自足の指導などが述べられた。そして、「(略)市民の消費生活も「戦争」と云ふ、民族の将来の運命を決定する大要件の前には無条件で変革を要求される」ものと捉えられていた（磯村 1943:18）。

また、生活刷新は生活が成り立っていることが前提となる。安藤は、最低限の生活が確保できる具体的な金額を明らかにして、国民に生活の目安を示すこと、「贅澤線」を示してその線以上の生活にある者を引き下ろして、国民生活全般の生活を向上させること、そして戦争完遂に邁進することを説いた。そして「最近無駄排除、生活の科学化とか、生活刷新とか、生活改善とか叫ばれるに至つたのであるが、然し何れも抽象的で具体性なく、スローガンに終つてゐる」と批判的に述べた（安藤 1942:2）。

厚生事業は、積極的に人びとの生活に介入し、規制を行うことであつた。松本によると「(一) 庶民一般を目標とする科学的方法に依る最低生活の決定 (二) 国民生活を生産的に、即ち労働力培養並に民族発展の立場より取上ぐること (三) 生活確保の方法として総合的計画的相互扶助的方法を取り上ぐること (四) 消費の合理化科学化を生産と結合せしめ、生活の共同化を図る為各種の社会施設活動と結合せしむる事等が一般的方策として挙げられる」のであつた（松本 1942:17）。松本はこのような積極的な生活介入と対比させて、従来の社会事業について、以下のように述べた。社会事業は「社会的困窮者の生活調整、正常生活への回復等を目的」として、「不完全乍らも合理的科学的技術を取り入れ、「物資の共同購入、消費の組織化、共同食堂並炊事」などを行つてきた（松本 1942:16-17）。しかし、このような生活確保のあり方は極めて消極的であつたとして、社会事業としてもすでに行われていた生活改善が、より積極的になつたことに厚生事業の特徴を見出したのであつた。

厚生事業は、「生活指導」という言葉でも表される。藤林は、労働者の厚生問題について、「かく厚生問題は経済的、物質的な問題を含みながら、なほ肉体的並に精神的な面に関連して、労働力の質的向上を実現する諸方策を含むもの」とするが、この諸方策だけでは問題は解決しないという。では何が足りないのか。それは、日常生活全般、藤林によると「家庭生活」への介入であつた。藤林によると、「各人がその日常生活を如何やうに営みつつあるか、これが基本的な問題である」からであり、「厚生問題に於いて、何よりも重要なことは、生活指導といふことでなければならぬ」のであつた（藤林 1943:12）。この生活指導は労働面だけでなく休養、つまり家庭生活も含めた生活全体を捉えることであり、「家庭生活そのものの指導」であつた。このような家庭生活全般の指導が、労働力の質的向上を目指すことになるのであつた。

同様に、生活指導に関わつて後藤は厚生事業の方向性を家庭生活への介入と捉えた。厚生事業には、「(一) 銃後庶民生活の戦争協力態勢完備のための生活指導、(二) 勤労力供出

への協力、(三) 勤労力の健全と発展への協力」の3つがあるとした(後藤 1944:4)。この生活指導の内容について、後藤は「健全なる勤労力は健全なる家庭生活と離れて存在しない」ことから「生産とかかはりなき消費と休養との生活と考へられた家庭生活の健全のため」に行われるべきものと捉えていた。また、労働人口の補充のためにも「適正なる生活指導によつて、合理的にして暖き家庭生活を建設し経営せしめること」や、「限られた時間をいかにして休養もしくは慰安娯楽と勤労もしくは家事とに合理的に割当ててゐるかの工夫」を行うことも生活指導と理解されていた。

この生活指導は社会事業とどのように関係するのだろうか。社会事業はもともと貧困者救済を隣保相扶に基づく互いの助け合いによって実施してきたものであった。生活指導はこのお互いの助け合いの延長線上にあった。これについて菊池は「なほ生活指導といふ言葉には統制経済による日常生活の再編成といふ積極的かつ広範な意味を持つてゐるのであるが、この場合においても実際には隣保事業的に隣組制度の指導によつて行なはれるのであり、このやうな点からみても社会事業的本質の発展たる厚生問題にほかならないと云つて良いであらう」という(菊池 1942a:13)。そして「厚生問題が人的資源の維持培養であると云ふことも、このやうな生活指導の面をとりあげたものとして積極的意義を認められることになる」と述べた(菊池 1942a:13)。

日常生活の再編成、つまり生活の改善は生活指導によるのである。生活指導は「労働に依つて規定せられた生活の質的向上が目指されねばならない」し、ことに栄養と休養の確保をその目標としている(籠山 1944:5)。籠山は、生活指導の失敗例として、子どもに手洗いを励行させるために、手洗いを促す内容の紙芝居を行うが子どもは関心を持たなかったり、栄養指導として、ある地域で農民生活から遊離した栄養価の優れた献立、例えばピーナツバター和えなどを託児所でも子どもは食べ残したりすることを挙げた。そして生活指導者の高い意識にかかわらず、かえって村人を無気力な傍観者たらしめてしまうと、従来のやり方を指摘した。

3-3 国家政策と国民生活にみる厚生事業の特徴

社会事業関係者たちは、厚生事業という言葉に取って代わった社会事業が国家的政策として成り立つことを議論した。それは事業対象者の勤労者一般への拡大と生産力増強というねらいを持つ事業としての社会事業の捉え直しであった。

3-1 で見たように、社会事業と厚生事業との関係について、社会事業の発展したものが厚生事業であると捉えていた論考と社会事業と厚生事業とは別のものと捉えていたものがあつたことが分かつた。社会事業の発展型と考えていたものでは、その発展とは、国家的政策となつたこと、事業対象の範囲が拡大したこと、事業内容が拡大したことであつた。社会事業と厚生事業とが別物であるという論考では、事業対象の範囲が異なること、事業内容が異なることであつた。事業対象や範囲、内容が「拡大」したのか「異なる」のかという受け止め方に違いがあるが、これらの議論は、厚生事業が労働者、勤労者、国民一般という、従来の社会事業の対象者である貧困者、労働能力がない者とは異なる人びとをそ

の対象に取り込もうとしてきた過程で生じたものであった。新たな対象者の取り込みを発展と捉えたのか、別物の登場と捉えたのか、という議論であった。さらに、その目的を人的資源の育成と捉えたこと、これまでの自由主義経済とは異なる体制のもとで、生じる問題も個人の問題ではなく国民の問題と捉えられた。

生産力増強との関係については、厚生事業が生産力増強のための事業であるとの理解であった。社会事業はこれまでに生産力に着目したことはなかった。貧困や働くことのできない人に対する救済や働くことができても生活が苦しい人に対する生活必需品の廉売などによって家計の支出の抑制することなどをその内容とした。それが、厚生事業の名の下で生産性向上のための人的資源の育成を内容とするものとなったのであった。生産力増強は、第一に厚生事業は勤労者、農業従事者を対象とした保護、育成、培養を図るという理解と、第二に高齢者等の働けない者の保護によってその家族や親族の負担を除去して勤労に励むことができるという意味での生産性という理解であった。厚生事業と生産力増強の関係は、厚生事業が生産力増強を目的とした事業になることで、従来の社会事業からその対象も目的も大きく転換して、社会政策に近づくことになった。一方で、これは厚生事業と社会政策との違いが明確ではなくなることを意味した。生産力増強をねらいとしたことは戦時に即した社会事業の再編であった。

このような国家政策としての厚生事業の目的やねらいが議論されたことに加えて、次に見るように個別の生活への介入の議論があった。生活刷新と生活の合理化と厚生事業との関係については、生活改善を図ることが挙げられた。生活の合理化とは、生活費の節約、農村の生活の合理化、生活の共同化である。さらに、生活指導の必要性が強調され、生活全体、すなわち休養、娯楽、衛生、栄養などの指導による生活改善を促すことが厚生事業であると捉えられていた。これらの議論には、第一に先に取り上げた「生産力増強」と結びつく議論、つまり生活の合理化を図れば、生産力が増強される、という考えがあった。第二に、生活改善は銃後の人びとの生活確保として無駄をなくすことや、自給自足を目指すことを述べたものがあった。厚生事業は生活のあらゆる面への介入を前提とした生活の改善と合理化のための事業であると受け止められた。社会事業関係者たちは社会事業を生活への介入を図る事業と捉え直して厚生事業と呼ぶことで、戦時に即した内容に再編して戦時下に適応させたのであった。

厚生事業は、統制経済、高度国防国家体制という戦時下特有の状況において、国民全体に対する生産力増強、生活刷新、生活の合理化の事業のための生活への国家介入であると理解されていた。政策としての視点と国民としての実践の視点という両側面から厚生事業が論じられていたといえる。これらの視点は、厚生事業が政策と実践の両面から戦時下になくしてはならない存在であることを訴えかけるものであった。戦時下に社会事業を適応させたことは、社会事業が戦時体制に協力的な事業として戦争遂行に迎合したともいえる。しかし、この時期には批判や反論は雑誌『厚生問題』には見られなかった。掲載された論考は戦争によって新しい社会事業、つまり厚生事業としての存在意義を述べるものばかり

であった。

社会事業関係者たちは、社会事業を貧困者や低所得者に対する救貧・防貧施策から、勤労者一般の生活と労働を管理し調整する国家的な事業として作り替えていった。この作り替えは社会事業を国家政策として表舞台に立たせようとするものであり、社会事業を戦時下における主要な取り組みの一つとして置き直す意味を持った。

4. 社会事業概念の再編

今回は『厚生問題』を取り上げ、1942（昭和17）年1月の第26巻第1号から1944（昭和19）年10・11・12月号の第28巻第10号までの論考を対象とした。時代としては、1937（昭和12）年7月の日中戦争、1941（昭和16）年12月の太平洋戦争へと進むなかで、1943年3月に厚生省は「戦時社会事業ノ強化拡充ニ関スル件」を通達した。この中では国家の要請である生産力の増強に寄与するため、社会事業は勤労者生活の援護育成を十分に行うことが示された。このような戦争という状況と国家からの要請をふまえ、社会事業関係者たちは、社会事業の存在が失われないように、厚生事業と称して戦時下の状況に適應させようと議論した。

社会事業は厚生事業と名前を変え、社会事業概念を変更した。社会事業と厚生事業との関係は、社会事業の発展的形態と捉えるか、社会政策的形態と捉えるかに分かれたが、これらはいずれも「国民生活」を対象に含めることを受け入れたことで生じた議論であった。新たな対象に向けた事業目的は、生産力増強であった。生産力増強を可能とするのが、生活刷新や生活の合理化への取り組みであった。その中身は、消費の合理化だけでなく、勤労者の生活に対する生活指導を行うことであり、生活を改善させることで生産力増強を図るものであった。このことは、この時代の議論が社会事業がこれまで救貧や防貧として実施してきた貧困という社会問題対策から、生産力増強のための厚生問題対策へと移行したこと示す。

社会事業は戦争という状況の中で、国民生活という新たな対象への取り込みを行い、生活指導という事業内容を見出した。これは、戦時下で要請された生産力増強という目的に直接つながる生活改善や生活指導だけでなく、生産力増強とは直接繋がらない生活の確保や安定といったことも含まれていた。これが社会事業関係者たちが従来の社会事業を戦争という状況に適應させたあり方であった。

ここまで、雑誌の論考の分析から社会事業概念がどのように変わったと考えられるのかを見てきた。次にこの当時の社会事業関係者たちの厚生事業に対する考え方を踏まえて、戦時下の厚生事業の持つ社会事業史上の意味を考えよう。戦時期の社会事業は変質や変化だと言われてきた。しかし、「国民生活」や「生活指導」といった対象や内容の取り込みによって時代に適應させるやり方は、事業の中身としては大きな変質や変化ではない。というのも、社会事業は大正期には経済保護事業を展開し、低所得者という労働能力のある人も対象とした事業を行い、昭和初期には農村社会事業として農村の改善、住宅の改善や生

活習慣の改善などに取り組んだからである。

しかし、社会事業を厚生事業として国家的政策と受け止め、国民の生活に介入するものと捉えたことは、戦時下においては別の意味を持った。それは、第一に厚生事業がすべての人の生活を低位の水準に置き、すべての人の生活改善と指導を行う平等な状況を生み出したことである。厚生事業のもとで、誰もが同じように厚生事業が目指す国民生活を送ることを余儀なくされた。そして厚生事業は生活に介入し生活を管理することで人びとの生活習慣や伝統を見直し、生活を平準化したのであった。このことを積極的に受け入れた厚生事業は大正期の社会事業とは異なるのである。

第二に、すべての国民には女性も含まれることから、これまでの社会事業のような貧困な母子や女子ではなく、一般の女性も厚生事業の重要な担い手となったことである。厚生事業は銃後の女性の働きに期待したと考えられる。今回の雑誌の論考には、労働者としての女性に焦点が当たり女性労務者と農村の女性への言及が見られたが、生活改善と女性との関わりについて論じたものは見当たらなかった。この点は今後の課題としたい。

社会事業は厚生事業となり、新たな対象と内容の取り込み、時代に抵抗するのではなく時代に適応することで存在できた。そこに、社会事業が従来から対象としてきた貧困者などの労働能力のない人への保護は、議論にはまったく登場していない。事業の中身には変化がなくても、社会事業が戦争遂行に結びつき、保護対象者を無視したことは社会事業の大きな変質であった。

付記 本稿は日本社会福祉学会第 67 回大会（大分大学）での口頭報告「戦時下の社会事業と厚生問題—雑誌『厚生問題』にみる厚生事業の位置づけ—」（2019 年 9 月 22 日）をもとにしている。また、科学研究費助成事業（科学研究費助成事業：基盤研究 (C)19K02225）の研究成果の一部である。

-
- 1 戦時期の社会事業や厚生事業についての先行研究として、大友信勝は「戦時厚生事業は、戦時の人的資源の確保と伝統的な家族制度、隣保相扶、天皇制が結びあう日本型ファシズムという性格を持って成立している」と著している（大友 2015:39）。小倉襄二は「社会事業研究者が、強権のつくりだす方向への抵抗不在からすすんで「戦時厚生事業」への迎合—先導的な役割をになうことになるのである」として、竹中勝男の議論を中心に取り上げている（小倉 1971:18）。ただし「社会事業を戦時厚生事業へと編成する他律的要因は、いうまでもなく、高度国防国家と健民健兵、人的資源論を中軸とする日本ファシズムとその体制強化のための弾圧であった」としており、厚生事業は時代状況の影響を受けたものとしている（小倉 1971:23）。そして、大友も小倉も「日本（型）ファシズム」という表現から上からのファシズムと受け止めていたと考えられる。

しかしこの研究では「上から」とは考えていない。今回の分析対象である論考を書いたのは社会事業関係者たちであり、社会事業を実践する人びとという意味では一般の人びとと言える。戦時下の一般の人びとの論考の検討は、吉見義明の述べた「草の根のファシズム」に近い（吉見1987）。本研究はこのように先行研究とは戦時下の社会事業に対する視点が異なる。

さらに、池本美和子の戦前、戦時、戦後の思想的側面の連続と非連続を論じたもの（池本2012）がある。池本は特に公私関係と社会連帯思想に着目していた。また伊藤新一郎は戦時厚生事業と戦後社会福祉との関係を目的や理念は違うがすべての国民を対象とする点で部分的連続性があると述べている（伊藤2022:138）。鍾家新は「十五年戦争」が日本における社会保障の政策主体と有力な制度・政策の形成を促進した」と結論づけている（鍾1998:174）。いずれも戦争が戦後の社会福祉に影響を与えたことが示された。そのほかに、戦時下の児童保護思想、地方史、思想史などがあるが、本研究のような社会事業関係者たちの視点を分析したものではない。

なお雑誌を使った分析として、野口友紀子が社会事業の学の成立とケースワーク論の関係について、戦前、戦中、戦後の連続と非連続を議論している（野口2012）。しかし、この研究は「厚生事業」そのものの内容を分析したものであり、それとは異なる。

- 2 誌名の変更について、吉田によると大阪府の『社会事業研究』は1943年1月に『厚生事業研究』へ改題し1944年1月に終刊、東京府の『社会福利』は1940年10月に『厚生事業』に改題し1944年10月に終刊となっているとし、「発行中止の44年12月は、ギリギリの時期での刊行であり、したがってその史的価値と、編集者の刊行努力は評価されてよいものである」と評価している（吉田1984:43）。
- 3 『厚生問題』は1944年10・11・12月号まで発行されその後休刊するが、『社会事業』という名称で、1946（昭和21）年6月に復刊する。
- 4 厚生事業という用語は、1938（昭和13）年の厚生省の設置の頃から見られる。雑誌では1938年5月発行の大阪府厚生事業協会『社会事業研究』26（5）の論考や1938年6月発行の東京府社会事業協会『社会福利』22（5）の巻頭言にも見ることができる。このことから、厚生事業を捉えるときには1938年からの論考をみることも必要であるが、今回は中央社会事業協会が誌名を変更して『厚生問題』としたことを厚生事業への意識の表れと受け止め『厚生問題』を対象とした。雑誌『社会事業』の1938年から1941年までの論考を確認すると、「厚生事業」がタイトルに入っている論考は1本、「厚生」という用語が使われているものが4本あった。

文献

- 安藤政吉（1942）「国民の最低生活費」『厚生問題』26(2)、1-17
安藤政吉（1944）「増税と決戦生活」『厚生問題』28（3）、1-12
池田敬正（1986）『日本社会福祉史』法律文化社
池本美和子（2012）「福祉史における戦前・戦時・戦後—現代の枠組みとその課題—」一般社団法人日本社会福祉学会『対論 社会福祉学1 社会福祉原理・歴史』中央法規出版、168-195
磯村英一（1943）「戦時市民生活指導の応急対策」『厚生問題』27（3）、17-27
伊藤新一郎（2022）「戦時厚生事業の歴史的意義「再考」」古川孝順編著『現代社会福祉分析の再構築』中央法規出版、124-143
小倉襄二（1971）「戦時厚生事業」の論理—ファッション化と社会事業の変質—」同志社大学人文学会『評論・社会科学』1、16-33
小澤一（1942）「厚生事業体制確立の根拠」『厚生問題』26（2）、18-26
小澤一（1943）「厚生事業の基盤・構成と運営」『厚生問題』27（6）、35-53

- 大友信勝（2015）「昭和恐慌から戦時下の社会事業－社会事業の成立、変質、厚生事業－」『社会事業研究』48、23-43
- 落合うの（1942）「農村婦人の生活指導の参考にして」『厚生問題』26（3）、34-47
- 籠山京（1944）「勤労衛生対策の重点と生活指導」『厚生問題』28（5）、1-9
- 菊池勇夫（1942a）「厚生問題の重点」『厚生問題』26（9）、6-16
- 菊池勇夫（1942b）「厚生事業の体系及び範囲に就いて」『厚生問題』26（10）、88-104
- 後藤清（1944）「戦時厚生事業の性格と任務」『厚生問題』28（1）、1-11
- 鍾家新（1998）『日本型福祉国家の形成と「十五年戦争」』ミネルヴァ書房
- 竹中勝男（1943）「厚生的要保護性の問題」『厚生問題』27（5）、1-11
- 谷川貞夫（1944）「決戦下に於ける東京都の厚生事業」『厚生問題』28（4）、1-22
- 野口友紀子（2012）「社会事業はどのように体系化されてきたか－「学」と「ケースワーク」の戦前・戦中・戦後－」一般社団法人日本社会福祉学会『対論 社会福祉学1 社会福祉原理・歴史』中央法規出版、196-219
- 藤林敬三（1943）「厚生問題と労働者政策」『厚生問題』27（6）、1-17
- 牧賢一（1943）「戦時厚生事業に拓かれた途」『厚生問題』27（3）、1-16
- 松本潤一郎（1943）「時局と旧・新社会事業」『厚生問題』27（5）、12-21
- 松本征二（1942）「国民生活と厚生事業」『厚生問題』26（1）、12-17
- 吉田久一（1984）「戦時下の社会事業・厚生事業理論の展開」『月刊福祉』67（12）、42-47
- 吉田久一（1990）『増補改訂版現代社会事業史研究』川島書店
- 吉田弘（1942）「戦時下農村婦人生活の再建」『厚生問題』26（3）、9-17
- 吉見義明（1987）『草の根のファシズム』東京大学出版会
- 渡邊惣蔵（1942）「戦時下国民生活の合理化」『厚生問題』26（12）、7-16
- 渡部牧（1942）「農村厚生と部落農業団体」『厚生問題』26（8）、1-12
- 著者不明（1942）「改題の辞」『厚生問題』26（1）、1